

令和 7 年 第 5 回

印西市農業委員会総会議事録

令和 7 年 5 月 1 5 日（木）

印西市農業委員会

印西市農業委員会告示第 5 号

令和 7 年第 5 回印西市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和 7 年 5 月 8 日

印西市農業委員会会長 篠 田 道 雄

- 1 期 日 令和 7 年 5 月 1 5 日（木）
- 2 時 間 午後 2 時
- 3 場 所 農業委員会会議室（庁舎別館 1 階）

令和7年第5回印西市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年5月15日（木）午後2時

場 所 農業委員会会議室（庁舎別館1階）

招集者 印西市農業委員会会長 篠 田 道 雄

議 事 日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会務の報告

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分について

日程第 6 報告第2号 農地法各条項別知事許可等処理報告について

日程第 7 第2小委員会委員長からの報告について

出席委員（26名）

農業委員

1 番	大 久 保	優	2 番	石 井	光 一
3 番	小 川	憲 通	4 番	五 十 嵐	義 弘
5 番	米 井	絹 恵	6 番	武 藤	悟
7 番	岩 井	猛 和	8 番	山 崎	幸 雄
9 番	森 田	文 雄	10 番	伊 藤	英
11 番	篠 田	道 雄			

農地利用最適化推進委員

第1担当区域	石 橋	孝 雄	第1担当区域	小 川	幹 雄
第2担当区域	齋 藤	信 一	第2担当区域	湯 浅	静 夫
第3担当区域	宮 嶋	茂	第3担当区域	渡 邊	勝 久
第4担当区域	芝 倉	和 夫	第4担当区域	宮 内	弘 行
第5担当区域	笠 井	重 幸	第5担当区域	柴 海	祐 也
第5担当区域	中 村	夏 子	第6担当区域	河 村	錦 一
第6担当区域	塩 澤	幸 雄	第7担当区域	押 田	正 光

第7担当区域 富 岡 義 一

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

事務局長	武	藤	克	則	係	長	颯	佐	学
係	長	内	藤	勝	弘				

◎開 会

(午後 2 時 0 0 分)

議 長 これより会議を開きます。

本日出席されております農業委員は11名、農地利用最適化推進委員は15名です。会議規則第8条の規定により、出席されている農業委員が定数の過半数に達しておりますので、これより令和7年第5回農業委員会総会を開催します。

本日の総会に際し、傍聴の申出はありません。

議 長 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりでございますので、ご了承願います。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

会議規則第22条第2項の規定により、9番、森田委員、10番、伊藤委員を指名します。

◎会務の報告

議 長 日程第2、会務の報告をお願いします。

武藤事務局長、よろしく。

事務局長 それでは、令和7年第4回総会以降の会務の報告をいたします。

総会議案書の2枚目と3枚目をお願いいたします。

4月14日月曜日、令和7年第4回農業委員会総会を本会議室で開催し、農地法に基づく審議を行いました。篠田会長ほか10名の農業委員及び15名の推進委員、事務局からは事務局長武藤のほか2名の職員が出席しております。当日、法務局照会に係る現地確認を松崎地先で実施し、齋藤推進委員、湯浅推進委員、小見主任主事が出席しております。別紙、地目変更登記に係る照会に対する回答書の1ページを御覧ください。法務局に対し、4月17日付で非農地と確認した旨、回答しております。

次に、4月15日火曜日、法務局照会に係る現地確認を山田地先2か所で実施し、笠井推進委員、中村推進委員、来田主任主事が出席しております。別紙回答書の2ページと3ページを御覧ください。法務局に対し、2件とも4月18日付で非農地と確認した旨、回答しております。

次に、4月16日水曜日、定例常設審議委員会がプラザ菜の花で開催され、篠田会長が出席

しております。篠田会長は、本会議において千葉県農業会議からの農地法第4条及び第5条に係る権限移譲市農業委員会会長諮問案件及び各農業委員会の諮問案件に対し、審査を行っております。

次に、4月18日金曜日、市町村農業委員会事務局長会議がプラザ菜の花で開催され、事務局長が出席しました。内容は、令和7年度千葉県農業会議事業計画などについての説明がありました。

次に、4月21日月曜日、法務局照会に係る現地確認を小林地先で実施し、石橋推進委員、小川推進委員、小見主任主事が出席しております。別紙回答書の4ページを御覧ください。法務局に対し、4月22日付で非農地と確認した旨、回答しております。

次に、4月28日月曜日、法務局照会に係る現地確認を平賀地先で実施し、笠井推進委員、柴海推進委員、来田主任主事が出席しております。別紙回答書の5ページを御覧ください。法務局に対し、4月30日付で非農地と確認した旨、回答しております。

次に、5月2日金曜日、法務局照会に係る現地確認を竹袋地先で実施し、石橋推進委員、小川推進委員、小見主任主事が出席しております。別紙回答書の6ページを御覧ください。法務局に対し、5月7日付で非農地と確認した旨、回答しております。

次に、5月8日木曜日、事前審査会が本会議室で開催され、第2小委員会山崎副委員長ほか5名の農業委員及び事務局からは事務局長ほか2名の職員が出席し、現地調査及び各案件の審査を行いました。審査案件は、農地法第3条申請11件、第5条申請6件及び完了報告3件、転用事実確認証明願2件、農地復元報告1件でございます。

次に、5月13日火曜日、常設審議委員会現地調査が船橋市で開催され、篠田会長が出席しております。篠田会長は、農地法第5条に伴うサッカーコート・クラブハウス用地について、事業計画の概要、現地確認、地域への影響等について調査しております。

次に、5月14日水曜日、令和7年度印旛郡市農業委員会連合会通常総会が印旛合同庁舎で開催され、篠田会長と事務局長が出席しております。内容は、令和6年度事業報告及び収支決算について、令和7年度事業計画（案）及び収支予算（案）について、各市町負担金の賦課徴収方法（案）などについて協議しております。

会務の報告については以上でございます。

議 長 これで日程第2、会務の報告を終わります。

◎議案第1号

議 長 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

【議案第1号について説明】

事務局 以上11件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議案第1号1番、2番については関連がありますので、一括審議といたします。

担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

8番、山崎委員。

山崎委員 8番、山崎です。議案第1号1番と1号2番については関連がありますので、一括して事前審査報告を行います。

農地の交換による所有権移転の申請です。

初めに、議案第1号1番について、資料1ページを御覧ください。申請理由は、議案第1号2番と農地を相互に交換することにより利便性の向上でございます。

契約内容は、交換の契約です。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

5ページを御覧ください。土地選定理由でございますが、農地を相互に交換することにより農地の集約化を図り、お互いに農作業の作業効率を高めるためです。

年間作付計画ですが、3月から12月、作物は芋及び豆です。

農作業従事日数は、延べ日数は150日です。

次に、議案第1号2番について説明いたします。まず、7ページを御覧ください。

申請理由は、議案第1号1番と農地を相互に交換することによる利便性の向上のためです。

契約内容は、交換の契約でございます。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

次に、営農計画書でございます。11ページを御覧ください。農地を相互に交換することにより農地の集約化を図り、お互いに農作業効率を高めるためです。

作付時期は3月から12月、芋及び豆、農作業延べ従事日数は150日となります。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いた

しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第5担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第5担当区域の笠井委員。

笠井委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、柴海委員。

柴海委員 特にありません。

議 長 続いて、中村委員。

中村委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号1番、2番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第1号1番、2番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号3番、4番について関連がありますので、一括審議といたします。担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

1番、大久保委員。

大久保委員 1番、大久保です。議案第1号3番、4番について関連がありますので、一括して事前審査報告を行います。

農地の交換による所有権移転の申請です。

初めに、議案第1号3番について、資料13ページを御覧ください。

申請の理由は、議案第1号4番と農地を相互交換することによる利便性向上のためです。

契約内容は、交換契約です。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

続いて、資料の17ページの営農計画書を御覧ください。営農計画ですが、土地選定理由は、農地を相互交換することにより農地の集約化を図り、お互いに作業効率が高まるためです。

年間作付計画は、作付時期、3月から12月、作物は芋、豆類です。

従事日数は、150日です。

次に、議案第1号4番について、資料の19ページを御覧ください。

申請理由は、議案第1号3番と、農地を相互交換することにより利便性の向上のためです。

契約内容は、交換契約です。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

続いて、資料の23ページの営農計画書を御覧ください。営農計画書ですが、土地選定事由は、農地を相互交換することにより農地の集約化を図り、お互いに作業効率が高まるためです。

年間作付計画は、作付時期、3月から12月、作物は豆類、ネギ、従事日数は150日です。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第5担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第5担当区域の笠井委員。

笠井委員 問題ありません。

議 長 続いて、柴海委員。

柴海委員 問題ありません。

議 長 続いて、中村委員。

中村委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号3番、4番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第1号3番、4番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号5番については、2番、石井委員は関係者となりますので、会議規則第16条の規定に基づき、ご退席をお願いします。

(石井委員 退席)

議 長 再開いたします。

議案第1号5番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

1番、大久保委員。

大久保委員 1番、大久保です。議案第1号5番について、事前審査報告を行います。

資料の25ページを御覧ください。農地法第3条の規定に伴う許可申請です。

農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、農業経営規模の拡大です。

契約内容は、売買です。売買金額は、記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

29ページの営農計画書を御覧ください。土地選定理由は、隣接地が自作地なので耕作に便利のためです。

年間作付計画は、作付時期、4月から9月、作物は水稻、従事日数は150日です。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第6担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第6担当区域の河村委員。

河村委員 問題ありません。

議 長 続いて、塩澤委員。

塩澤委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号5番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第1号5番は、許可とすることに決定しました。

ここで石井委員の退席を解きます。

(石井委員 着席)

議 長 次に、議案第1号6番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

2番、石井委員。

石井委員 2番、石井です。議案第1号6番について、事前審査報告を行います。

資料の31ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、農業経営の規模拡大のためです。

契約内容は、売買です。売買金額は、記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

営農計画は、35ページを御覧ください。土地選定理由は、自作地が近いということです。

年間作付計画は、時期が4月から9月、作目は水稻、農作業従事延べ日数は200日です。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は第7担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第7担当区域の押田委員。

押田委員 問題ありません。

議 長 続いて、富岡委員。

富岡委員 問題ありません。

議長 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号6番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございます。

議案第1号6番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号7番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

2番、石井委員。

石井委員 2番、石井です。議案第1号7番について、事前審査報告を行います。

資料の37ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、農業経営規模拡大のためです。

契約内容は、売買です。売買金額は、記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

営農計画ですが、41ページを御覧ください。土地選定理由は、家が近いため、また自作地が近いためとのことです。

年間作付計画は、作付時期が4月から9月、作目は水稻、農作業従事延べ日数は約100日です。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議長 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第7担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第7担当区域の押田委員。

押田委員 問題ありません。

議 長 続いて、富岡委員。

富岡委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号7番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第1号7番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号8番について、第1担当区域の小川推進委員は関係者となりますので、会議規則第16条の規定に基づき、ご退席をお願いします。

(小川(幹)推進委員 退席)

議 長 それでは、再開いたします。

議案第1号8番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

10番、伊藤委員。

伊藤委員 10番、伊藤です。議案第1号8番、事前審査報告を行います。

資料の43ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請でございます。

譲受人の営農日数につきましては、農家要件を満たしております。

営農計画ですが、土地の選定理由としましては、譲渡人の管理が困難であること。また、譲受人の自作地に隣接していることから利便性及び作業能率の向上のため選定いたしました。

年間作付計画につきましては、4月から9月、作物は水稻、農作業従事日数、約100日。

事前審査会におきまして写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第1担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありました

らお願いします。

第1担当区域の石橋委員。

石橋委員 特に問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 意見ないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

質疑はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号8番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第1号8番は、許可とすることに決定しました。

ここで小川推進委員の退席を解きます。どうぞお入りください。

(小川(幹)推進委員 着席)

議 長 次に、議案第1号9番、10番については関連がありますので、一括審議とします。

担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

1番、大久保委員。

大久保委員 1番、大久保です。議案第1号9番、10番について関連がありますので、一括して事前審査報告を行います。

まず、資料の49ページを御覧ください。農地の所有権の移転の申請です。

申請理由は、農業経営規模の拡大です。

契約内容は、売買です。売買金額は、記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

続いて、54ページの営農計画書を御覧ください。土地選定理由は、譲受人の耕作及び管理が困難となっているため。また、譲受人が申請地の近隣に自作地を有しており、作業能率が

よいため。

年間作付計画は、作付時期、４月から９月、作物は水稻、従事日数は100日です。

次に、議案第１号10番について、資料の55ページを御覧ください。

申請理由は、農業経営規模の拡大です。

契約内容は、売買です。売買金額は、記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

65ページの営農計画書を御覧ください。土地選定理由は、譲受人より、農機具を所有しておらず管理もできないため、要望があった。また、譲受人としては現状は休耕地となっているが、再生して耕作する意思があるため今回の申請に至りました。

年間作付計画は、作付時期、４月から９月、作物は水稻、従事日数は100日です。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第３条第２項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第７担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第７担当区域の押田委員。

押田委員 問題ありません。

議 長 続いて、富岡委員。

富岡委員 問題ありません。

議 長 質疑がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議 長 意見がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第１号９番、10番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でございます。

議案第１号９番、10番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号11番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

3番、小川委員。

小川（憲）委員 3番、小川です。議案第1号11番について事前審査報告を行います。

資料の67ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、当初、特別高圧送電線の鉄塔用地として買収したが、計画変更により当該箇所を鉄塔用地から除外したことから、譲受人が耕作目的で農地を取得するためです。

契約内容は、交換です。売買金額は、記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

73ページの営農計画を御覧ください。土地選定理由として、畑として耕作していた当該地を電力鉄塔用地のため、東京電力パワーグリッド株式会社へ譲ったが、その後、鉄塔工事の計画変更により、再度譲り受けたためです。土地の交換によることです。

年間作付計画は、作付時期は6月から10月、作目、落花生、農業従事日数、100日であります。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号に該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。よろしくお願いします。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第3担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第3担当区域の宮嶋委員。

宮嶋委員 問題ありません。

議 長 続いて、渡邊委員。

渡邊委員 問題ないと思います。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

何か質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号11番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。

議案第1号11番は、許可とすることに決定しました。

ここで、では、ちょっと休憩いたします。

では、3時15分。

(午後3時07分)

議 長 それでは、再開いたします。

(午後3時20分)

◎議案第2号

議 長 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案書5ページをお願いいたします。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

【議案第2号について説明】

事 務 局 以上6件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議案第2号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

1番、大久保委員。

大久保委員 1番、大久保です。議案第2号1番について事前審査報告を行います。

資料の75ページを御覧ください。農地法第5条の規定による許可申請です。農地の転用に伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、駐車場への転用です。

本計画地は第2種農地となります。

転用計画につきましては、駐車場17台の転用です。

転用の時期は、着手予定、令和7年8月1日から、完了予定、令和7年12月末まで。

78ページの事業計画書を御覧ください。計画設置の内容は、牧の原駅北口から歩いて6分のところにあるので、新規申込みがあるため。

造成計画は、ブロックを２段から３段積みを行い、敷地全体に砕石２０センチ程度を敷き詰める計画です。

土地選定理由は、駐車場の拡張を計画していましたら、隣接地の譲渡人が土地を譲ってほしいと協力していただけた。

地目別面積、用排水計画、隣接農地の所有者への説明状況等は記載のとおりです。

他法令等進捗状況は一覧のとおりです。

事前審査会におきまして現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査したことを報告いたします。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第２担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第２担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ないと思います。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第２号１番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でございます。

議案第２号１番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第２号２番、３番については関連がありますので、一括審議といたします。

担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

８番、山崎委員。

山崎委員 ８番、山崎です。議案第２号２番及び２号３番について、関連がありますので、

一括して事前審査報告を行います。

資料の87ページを御覧ください。農地の転用を伴う所有権移転の申請、5条申請でございます。

転用目的は、太陽光発電設備への転用です。本計画地は、第2種に農地になっております。

転用計画につきましては、太陽光発電設備、面積、記載のとおり、モジュール168枚、パワーコンディショナー10台の申請でございます。

転用の時期は、着工予定が令和7年7月1日、完了予定が令和7年9月30日になります。

転用に伴う給付、その他、記載のとおりでございます。

施設の概要でございますが、事業計画書の96ページを御覧ください。計画施設内容、申請地は、どちらも相続によって取得したが耕作は行われておらず、現在耕作放棄地となっており、土地の有効活用の観点から当社に譲渡、太陽光発電設備として有効に活用するためでございます。埋立て等を行わず整地のみとすることになります。

土地選定理由ですが、申請地は日当たりがよく、発電効率が高いと予想されるためでございます。

地目別面積ですが、記載のとおりです。

用排水計画、隣接農地所有者への説明状況は、記載のとおりです。

他法令については、他法令進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査いたしましたことを報告します。終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第4担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第4担当区域の芝倉委員。

芝倉委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、宮内委員。

宮内委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号2番、3番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第2号2番、3番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号4番、5番については関連がありますので、一括審議といたします。

担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

3番、小川委員。

小川(憲)委員 3番、小川です。議案第2号4番、議案第2号5番について、関連がありますので一括して事前審査報告を行います。

資料の105ページを御覧ください。農地の転用を伴う賃借権設定の所有権移転の申請であります。

転用目的は、車両置場用地への転用です。本計画地は、第2種農地となります。

転用計画、転用の時期につきましては、着手予定は許可後、完成予定は着工後1か月と予定しています。

施設の概要は、車両81台。

111ページの事業計画を御覧ください。計画施設の内容は、現在、中古車自動車の販売をしている会社ですが、八千代市に2か所、千葉市に1か所車両置場を使用しているわけですが、この八千代市1か所と千葉市の1か所を返還されるということになりまして、この分の置場を設けたいと考えていたらしいです。

土地選定理由は、当該地は本店とさほど離れてなく、常時利用するオークション会場への便も悪くないということで、大きさもまた適当であったため選定したということであります。

地目別面積は、記載のとおりです。

用排水計画、隣接農地所有者への説明状況等は、記載のとおりです。

他法令につきましては、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類

も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告いたします。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第3担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第3担当区域の宮嶋委員。

宮嶋委員 問題ありません。

議 長 渡邊委員。

渡邊委員 問題ないと思います。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

何かありましたらお願いします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号4番、5番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号4番、5番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号6番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

10番、伊藤委員。

伊藤委員 10番、伊藤です。議案第2号6番について、事前審査報告を行います。

資料の125ページを御覧ください。農地の転用を伴う所有権の移転の申請でございます。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地です。本計画地は、第2種農地となっております。

転用計画につきましては、特定建築条件付売買予定地への転用です。

転用の時期は、着手予定、開発許可日翌日から、完了予定日、令和7年11月28日です。

施設の概要は、専用住宅。

133ページの事業計画を御覧ください。計画施設の内容、本事業は分譲住宅11区画となり

ます。現状、地盤レベルより最大切土0.16メートル、最大盛土が0.39メートルです。宅内処理をします。本計画地の隣地境界線にブロックを設置いたします。外部よりの土砂の搬入はございません。

土地の選定理由としましては、譲渡人が農地として利用しておりましたが、諸般の理由により農地としての利用をやめることとしました。近隣に住宅地が建ち並んでおり、1キロ圏内に病院、スーパー、コンビニがあり、分譲住宅として最適な土地と判断いたしました。

地目面積は、記載のとおりです。

用排水計画は、給水、排水、雨水につきましては、記載のとおりでございます。

他法令につきましては、一覧表のとおりでございます。

事前審査報告会におきまして、現地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査いたしましたことを報告いたします。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第1担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第1担当区域の石橋委員。

石橋委員 問題ありません。

議 長 続いて、小川委員。

小川（幹）委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

山崎委員 よろしいですか。

議 長 はい、どうぞ。

山崎委員 用途なのですけども、大体、建築条件付売買予定地って出てくるのですが、今回、特定というのがついていて、この特定というのはどういう意味か教えていただければ。

議 長 これは、事務局だな。

はい。

事 務 局 恐らくちょっと先走ってしまって、申請人のほうが特定建築条件付売買予定地と

いう用途にしてしまったのですが、以前、県のほうに確認したこともございまして、あくまでも申請の段階、許可が出るまでは建築条件付売買予定地という用途が正しい用途になります。

山崎委員 では、特定は要らないということですか。

事務局 特定は要らないです。

山崎委員 分かりました。

議長 ほかに何かありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号6番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第2号6番は、許可相当とすることに決定しました。

◎報告事項

議長 日程第5、報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の7ページをお願いいたします。報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分についてでございます。

【報告第1号について説明】

事務局 以上2件でございます。

議長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第6、報告第2号 農地法各条項別知事許可等処理報告についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の9ページをお願いいたします。報告第2号 農地法各条項別知事許可等処理報告についてでございます。

【報告第2号について説明】

事務局 以上でございます。

議 長 この案件につきましても報告でございますので、ご了承願います。

日程第7、第2小委員会委員長からの報告についてを議題といたします。

第2小委員会、山崎委員長より報告をお願いします。

山崎委員 8番、山崎です。第2小委員会委員長報告を行います。

総会資料の最後に添付されております工事完了報告・転用事実確認証明願等一覧を御覧ください。令和7年5月8日、第2小委員会において、工事完了報告3件、転用事実確認証明願2件、農地復元報告1件につきまして、現地確認を行ったところ、計画どおり工事完了であり、農地復元につきましても確認いたしましたので、ご報告いたします。

議 長 これは事前審査会において確認した事項の報告でございますので、ご了承願います。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

令和7年第5回農業委員会総会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後3時47分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する

令和7年5月15日

議 長 篠 田 道 雄

署 名 委 員 9 番 森 田 文 雄

署 名 委 員 10 番 伊 藤 英